

経済産業省

20190328商局第4号
平成31年4月1日



経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの関税無税化のための
バイオ由来証明の取扱いについて（通知）

エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの証明書の発給に関する省令（平成31年経済産業省令第42号、以下「省令」という。）に基づく、経済産業大臣が発給する証明書（以下「バイオ由来証明書」という。）については、下記により取り扱うこととする。

記

1. バイオ由来証明書の申請

（1）バイオ由来証明書の申請は、関税暫定措置法別表第一第三九〇一・一〇号、第三九〇一・二〇号、第三九〇一・四〇号及び第三九〇一・九〇号の規定に基づき、バイオポリエチレンの輸入を無税で行おうとする都度行うものとする。

（2）バイオ由来証明書の申請は、当該貨物を保税地域に搬入するまでの間に、以下の（3）に掲げる受付先に申請書を持参又は郵送等することにより行うものとする。持参により申請を行う場合は、平日の午前10時から正午まで又は午後2時から午後5時までの間に行うものとする。

（注）なお、申請書その他必要な提出書類の有無及びその記載事項について不備があるときは、申請書受理前に当該申請の補正を求める場合がある。また、3.（2）のとおり、経済産業大臣から申請者に対し、当該エチレンの重合体がバイオマスから製造したものであることを証する根拠として、保税地域への搬入後にバイオ由來の分析を行い、別記様式3による報告書の提出を求めことがある。

（3）申請の受付先

経済産業省商務・サービスグループ生物化学産業課

2. バイオ由来証明書の交付申請の事前届出の手続

バイオ由来証明書の申請者は、年度の最初にバイオ由来証明書の申請時に、併せて、本件事務を担当する者の氏名・連絡先及び当該年度の輸入・供給計画に関する資料（別記様式1による）を提出すること。提出後、変更が生じた場合には、変更が生じた後に初めてバイオ由来証明書の申請を行う時に、改めて、変更後の本件事務を担当する者の氏名・連絡先及び輸入・供給計画に関する資料を提出すること。

3. バイオ由来証明書の発給手続

（1）提出書類

バイオ由来証明書の申請は、省令様式による証明書交付申請書に加えて、当該証明書に係るエチレンの重合体がバイオマスから製造したものであることを証する書面として以下の書類を各1部提出すること。

- ① 当該申請に係るエチレンの重合体がバイオマスから製造されたものであることが、製造業者によって保証等されている書類（なお、本書類には、以下③の仕入書の番号、バイオベース度及びその分析方法等が記載されていること）
- ② ①に関する以下のイ又はロのいずれかの書類
 - イ 当該申請に係るエチレンの重合体がバイオマスから製造されたものであることを示す第三者機関による分析結果書類（なお、本書類には、以下③の仕入書の番号（又は、輸入貨物を対象に実施されたものであることがわかる記述等）、バイオベース度及びその分析方法等が記載されていること。）
 - ロ （申請対象の輸入貨物ではなく、）当該製造業者による同種のエチレンの重合体についてバイオマスから製造されたものであることを示す分析試験結果書類（なお、本書類には、バイオベース度及びその分析方法等が記載されていること。）。ただし、①の保証等の確実性が第三者機関による認証等によって確保されていることが確認できる書類を併せて提示する必要がある。また、本分析結果書類の概要・妥当性を日本語でまとめた文書を適宜添付すること。
- ③ 製造業者から輸入業者までの供給経路を説明する資料（別記様式2による）
- ④ 当該申請に係るエチレンの重合体の輸入に係る仕入書の写し
- ⑤ 当該申請に係るエチレンの重合体の輸入に係る包装明細書の写し
- ⑥ 当該申請に係るエチレンの重合体の輸入に係る船荷証券又は海上運送状（航空貨物については、航空貨物運送状）の写し

（2）バイオ由来性分析結果報告書の提出

- ① 経済産業大臣は、必要な場合申請者に対し、当該貨物の保税地域への搬入後に、当該申請に係るエチレンの重合体がバイオマスから製造したものであることを証する分析を行い、別記様式3による結果報告書及び関連書類の提出を求めることがある。
- ② バイオ由来性分析の結果報告書の提出を求められた申請者は、以下の規定に基づ

き、自ら又は委託して、輸入しようとするエチレンの重合体の科学的なバイオ由来性の分析試験を行い、その結果を記載したバイオ由来性分析結果報告書（別記様式3による）を可能な限り速やかに提出すること。

イ 試験方法

生物起源炭素濃度（放射性同位体（C14））を計測する。試験方法は、原則、液体シンチレーション計測（LSC）、加速器質量分析（AMS）、同位体比質量分析（IRMS）のいずれかとする。

ロ 試験の対象となる試料

当該申請に係るエチレンの重合体の積荷を保税地域に搬入した後、当該エチレンの重合体から採取した試料を用いること。

4. バイオ由来証明書の交付等

(1) バイオ由来証明書の交付は、商務・サービスグループ生物化学産業課から申請者に対して手交又は郵送等により行われる。

(2) 以下に該当する場合には、証明書を発給することを不適当と判断する。

- ・提出された資料からは当該申請に係るエチレンの重合体がバイオマスから製造したものであることが証されているとは認められない場合
- ・3.(2)のバイオ由来性分析結果報告書の提出を求めたにもかかわらず申請者がこれを提出しない場合
- ・申請者が6.(2)の規定によりバイオ由来証明書の交付を行わないこととしている者である場合

5. 標準処理期間

(1) 経済産業大臣は、バイオ由来証明書の交付申請書が受付先に到達した日から10日（行政機関の休日を含まない。）以内に、当該申請に対するバイオ由来証明書の交付若しくは交付しない旨の通知又は3.(2)に基づくバイオ由来性分析結果報告書提出の求めを行う。

(2) 3.(2)に基づくバイオ由来性分析結果報告書の提出の求めに対し、申請者から当該報告書の提出があった場合、受付先に到達してから5日（行政機関の休日を含まない。）以内に、当該申請に対するバイオ由来証明書の交付若しくは交付しない旨の通知を行うものとする。

(3) 上記処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- ① 申請書その他必要な提出書類の有無及びその記載事項について不備がある際に、当該申請書類を補正するために要する期間
- ② 3.(2)の書類等を提出するために要する期間

ハ 経済産業省から申請者に対し、必要な書類の提出、又は必要な事項についての説明を求められた場合、これに対応するためには要する期間

6. バイオ由来証明書の返納等

(1) 以下に該当する場合には、省令第3条に基づき、経済産業大臣はバイオ由来証明書の返納を命ずる。

- ① バイオ由来証明書交付申請書への虚偽記載等によりバイオ由来証明書の交付を受けた場合
- ② エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものに、バイオ由来ではないエチレンの重合体を混入させる等虚偽の輸入をした場合

(2) 経済産業大臣は、虚偽その他不正行為等により6.(2)の規定によりバイオ由来証明書の返納を命ぜられた日から1年を経過しない者に対しては、証明書を発給することを不適当と判断し、新たなバイオ由来証明書の交付を行わない。この場合、経済産業大臣は、当該行為を行った者に対して、その旨を通知する。

7. その他

経済産業大臣は、バイオ由来証明書の審査において必要があるときは、本通知に規定する書類のほか必要な書類の提出を求め、又は申請者から必要な事項についての説明を求めることがある。

(別記様式 1)

事務担当者及び輸入・供給計画の事前届出

商務・サービス審議官 殿

年 月 日

住所

申請者 氏名又は名称及び代表者氏名

印

事務担当者 部署名・氏名

連絡先 (電話番号及びFAX 番号並びにメールアドレス)

・ 今年度のバイオマスから製造したエチレンの重合体の輸入・供給計画を下記のとおり届け出ます。

記

輸入回数	輸入 予定日	輸出国	製造者	輸入量	輸入 予定港

以上

(別記様式2)

輸入しようとするエチレンの重合体の製造業者から輸出業者までの供給経路
を説明する資料

商務・サービス審議官 殿

年 月 日

住所

申請者 氏名又は名称及び代表者氏名

印

年月日付けをもって申請した、エチレンの重合体に係る製造業者から輸出業者までの供給経路について、下記のとおり提出します。

記

製造事業者

製造事業者名 :

製造所所在地 :

製造量 :

仲介事業者 ※ 販売業者等。必要に応じて本項目は増やすこと。

配送事業者等名 :

事業者所在地 :

当該事業者の役割 :

販売量 :

輸出事業者

輸出事業者名 :

輸出事業者所在地 :

輸出量 :

輸入事業者

輸入事業者名 :

輸入事業者所在地 :

輸入量 :

※ その他特記すべき事項

以上

(別記様式3)

バイオ由来性分析結果報告書

商務・サービス審議官 殿

年 月 日

住所

申請者 氏名又は名称及び代表者氏名

印

年月日付けをもって申請した、エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したもの
の証明書交付申請書に係るエチレンの重合体について、科学的なバイオ由来性分析をしたの
で報告します。

記

1. 科学的なバイオ由来性分析の試験機関及び所在地

2. 試験内容

※ 試験方法及びその概要

3. 試験結果概要

※ 試験結果、試験結果に関する考察

以上